

SMBC NEWS



2017年11月27日

全国各地の最低賃金基準の推移

(2017年11月)

2017年11月現在の中国各地の最低賃金基準をアップデート致します。

《中華人民共和国労働法》（1994年公布、2009年改訂）第48条は、「国家は最低賃金保障制度を実行する。最低賃金の具体的な基準は省・自治区・直轄市人民政府が規定し、國務院に備案して報告する。雇用単位が労働者に支払う賃金は、当地の最低賃金基準を下回ってはならない」と規定しています。

また、最低賃金の原則は、《最低賃金規定》（中華人民共和国労働社会保障部令第21号、2004年3月1日施行）を参照し、実務に際しては、各地から公布される企業従業員の最低賃金規定および基準変更に関する通知を参考にする必要があります。

最低賃金基準	
定義	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働者が法定就業時間または法に基づき締結した労働契約で約定する就業時間内に正常な労働を提供するとの前提の下、雇用単位が法に基づき支払うべき最低労働報酬 ● 雇用単位が労働者に支払うべき賃金は、以下の各項目を除いた後、当地の最低賃金基準を下回ってはならない（※） <ol style="list-style-type: none"> ①就業時間延長分の賃金 ②中番・遅番・高温・低温・地下・有毒/有害などの特殊な労働環境・条件下の手当 ③法律・法規および国家規定の労働者の福利・待遇等 <p>（※）最低賃金規定の除外項目（とくに社会保険料・住宅積立金）は、各地で異なる可能性があるため、詳細は要確認。例えば、北京市・上海市は、「個人が法に基づき納付する各社会保険料・住宅積立金」を除外項目として規定する一方、江蘇省は「労働者が下限に基づき預け入れる住宅積立金」を除外項目と規定</p>
形式	<ul style="list-style-type: none"> ● 最低賃金基準は、一般的に下記の2種に区分 <ol style="list-style-type: none"> ①月額最低賃金基準：全日制（フルタイム）で就業する労働者に適用 ②一時間当たりの最低賃金基準：非全日制（パートタイム）で就業する労働者に適用 ● 賃金は通貨形式で月毎に労働者本人に支給しなければならない（《労働法》第50条） ● 地区の経済社会発展レベルに基づき、各地の各行政区域で最低賃金基準に差異有り（※） <p>（※）全域統一の基準を適用する地区（北京・上海など）もあれば、区域内で各行政区域の実情に基づき異なる基準を適用する地区もあり。下表の《全国各地の最低賃金基準の推移》は最も高い水準である第一区分に準拠</p>
変更頻度	<ul style="list-style-type: none"> ● 最低賃金基準は少なくとも2年毎（※）に見直し <p>（※）各地で変更頻度は異なり、一部地区は各地の規定において2～3年毎に見直す規定</p>

全国各地の最低賃金基準の推移

(グレーの着色は当該年は変更無し、空欄は2017年11月時点で未公表)

(単位：元)

			2012	2013	2014	2015	2016	2017
華北	北京市	最低賃金	1,260	1,400	1,560	1,720	1,890	2,000
		最低時給	14	15.2	16.9	18.7	21	22
		適用開始日	1月1日	1月1日	4月1日	4月1日	9月1日	9月1日
	天津市	最低賃金	1,310	1,500	1,680	1,850	1,950	2,050
		最低時給	13.1	15	16.8	18.5	19.5	20.8
適用開始日		4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	7月1日	7月1日	
河北省	最低賃金	1,320		1,480		1,650		
	最低時給	13		15		17		
	適用開始日	12月1日		12月1日		7月1日		
山西省	最低賃金	1,125	1,290	1,450	1,620		1,700	
	最低時給	12.3	14	16	17.7		18.5	
	適用開始日	4月1日	4月1日	4月1日	5月1日		10月1日	
内モンゴル自治区	最低賃金	1,200	1,350	1,500	1,640		1,760	
	最低時給	10.2	11.4	12.2	13.3		18.6	
	適用開始日	11月1日	10月1日	7月1日	7月1日		8月1日	
東北	遼寧省	最低賃金		1,300			1,530	
		最低時給		13			15	
		適用開始日		7月1日			1月1日	
吉林省	最低賃金	1,150	1,320		1,480		1,780	
	最低時給	10	11.5		13.5		17	
	適用開始日	10月1日	7月1日		12月1日		10月1日	
黒龍江省	最低賃金	1,160			1,480		1,680	
	最低時給	11			14.2		16	
	適用開始日	12月1日			10月1日		10月1日	
華東	上海市	最低賃金	1,450	1,620	1,820	2,020	2,190	2,300
		最低時給	12.5	14	17	18	19	20
		適用開始日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日
	江蘇省 (除く蘇州)	最低賃金	1,320	1,480	1,630		1,770	1,890
		最低時給	11.5	13	14.5		15.5	17
		適用開始日	6月1日	7月1日	11月1日		1月1日	7月1日
	蘇州市	最低賃金	1,370	1,530	1,680		1,820	1,940
		最低時給	11.5	13	14.5		15.5	17
		適用開始日	6月1日	7月1日	11月1日		1月1日	7月1日
	浙江省	最低賃金		1,470	1,650	1,860		2,010
最低時給			12	13.5	17		18.4	
適用開始日			1月1日	8月1日	11月1日		12月1日	
安徽省	最低賃金		1,260		1,520			
	最低時給		13		16			
	適用開始日		7月1日		11月1日			
福建省	最低賃金	1,200	1,320		1,500		1,700	
	最低時給	12.7	14		16		18	
	適用開始日	8月1日	8月1日		7月1日		7月1日	
江西省	最低賃金	870	1,230	1,390	1,530		1,680	
	最低時給	8.7	12.3	13.9	15.3		16.8	
	適用開始日	1月1日	4月1日	7月1日	10月1日		2018年1月1日	
山東省	最低賃金	1,240	1,380	1,500	1,600	1,710	1,810	
	最低時給	13	14.5	15	16	17.1	18.1	
	適用開始日	3月1日	3月1日	3月1日	3月1日	6月1日	6月1日	

(単位：元)

			2012	2013	2014	2015	2016	2017
華中	河南省	最低賃金		1,240	1,400	1,600		1,720
		最低時給		11.7	13.5	15		16
		適用開始日		1月1日	7月1日	7月1日		10月1日
華中	湖北省	最低賃金		1,300		1,550		1,750
		最低時給		14		16		18
		適用開始日		9月1日		9月1日		11月1日
華中	湖南省	最低賃金	1,160	1,265		1,390		1,580
		最低時給	11.5	12.5		13.5		15
		適用開始日	7月1日	12月1日		1月1日		7月1日
華南	広東省 (除く深セン)	最低賃金		1,550		1,895		
		最低時給		15		18.3		
		適用開始日		5月1日		5月1日		
	深セン市	最低賃金	1,500	1,600	1,808	2,030		2,130
最低時給		13.3	14.5	16.5	18.5		19.5	
適用開始日	2月1日	3月1日	2月1日	3月1日		6月1日		
華南	広西チワン族 自治区	最低賃金	1,000	1,200		1,400		
		最低時給	8.5	10.5		13.5		
適用開始日	1月1日	2月1日		1月1日				
華南	海南省	最低賃金	1,050	1,120		1,270	1,430	
		最低時給	9.2	9.9		11.2	12.6	
		適用開始日	9月1日	12月1日		1月1日	5月1日	
西南	重慶市	最低賃金	1,050		1,250		1,500	
		最低時給	10.5		12.5		15	
		適用開始日	5月1日		1月1日		1月1日	
	四川省	最低賃金	1,050	1,200	1,400	1,500		
		最低時給	11	12.6	14.6	15.7		
適用開始日	1月1日	7月1日	7月1日	7月1日				
西南	貴州省	最低賃金		1,030	1,250	1,600		1,680
		最低時給		11	13	17		18
適用開始日		1月1日	7月1日	10月1日		7月1日		
西南	雲南省	最低賃金	1,100	1,265	1,420	1,570		
		最低時給	10	11	12	14		
		適用開始日	5月1日	5月1日	5月1日	9月1日		
西南	チベット 自治区	最低賃金	1,200			1,400		
		最低時給	11			13		
		適用開始日	9月1日			1月1日		
西北	陝西省	最低賃金	1,000	1,150	1,280	1480		1,680
		最低時給	10	11.5	12.8	14.8		16.8
		適用開始日	1月1日	1月1日	2月1日	5月1日		5月1日
	甘肅省	最低賃金	980	1,200	1,350	1,470		1,620
		最低時給	10.3	12.7	13.7	15.5		17
適用開始日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日		6月1日		
西北	青海省	最低賃金	1,070		1,270			1,500
		最低時給	10.8		12.9			15.2
適用開始日	12月1日		5月1日			5月1日		
西北	寧夏回族 自治区	最低賃金	1,100	1,300		1,480		1,660
		最低時給	11	12.5		14		15.5
		適用開始日	4月1日	5月1日		11月1日		10月1日
西北	新疆ウイグル 自治区	最低賃金	1,340	1,520		1,670		
		最低時給	13.4	15.2		16.7		
		適用開始日	6月1日	6月1日		7月1日		

(注) 上記最低賃金基準は、各省・自治区・直轄市内で区分けを行っている場合、最も高い基準である第一区分に準拠。

以上

SMBC NEWS



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階1、12、13号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
 上海自貿試験区出張所：上海市中国(上海)自由貿易試験区馬吉路88号7、8棟1階/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-2067-0399
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階/電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大厦16楼/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大厦8楼/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大厦4楼-A室/電話：86-(411)-3905-8500・FAX番号：86-(411)-3905-8599